

○指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱

平成 11 年 6 月 18 日
京都府告示第 384 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等並びに介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定申請等)

第 2 条 法第 41 条第 1 項本文、第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、第 53 条第 1 項本文並びに第 94 条第 1 項の規定による指定又は許可の申請は、指定（許可）申請書（別記第 1 号様式）によるものとする。

2 法第 41 条第 1 項本文、第 46 条第 1 項及び第 53 条第 1 項本文の指定の申請は、法第 70 条第 1 項、第 79 条第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定により事業所ごとに行うものとする。

3 法第 41 条第 1 項本文、第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、第 53 条第 1 項本文並びに第 94 条第 1 項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新)

第 2 条の 2 法第 70 条の 2 第 1 項、第 79 条の 2 第 1 項、第 86 条の 2 第 1 項、第 94 条の 2 第 1 項、第 107 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定による指定又は許可の更新の申請は、指定（許可）更新申請書（別記第 1 号の 2 様式）によるものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の指定又は許可の更新について準用する。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第 3 条 法第 71 条第 1 項ただし書及び第 72 条第 1 項ただし書の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書（別記第 2 号様式）によるものとする。

(指定内容の変更の届出等)

第 4 条 法第 75 条第 1 項、第 82 条第 1 項、第 89 条、第 99 条第 1 項、第 111 条及び第 115 条の 5 第 1 項の規定による届出は、これらの規定に規定する事項の変更に係るものにあつては指定内容変更届出書（別記第 3 号様式）により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記第 3 号の 2 様式）によるものとする。

2 法第 75 条第 2 項、第 82 条第 2 項、第 99 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定による廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（別記第 4 号様式）によるものとする。

(指定の辞退)

第 5 条 法第 91 条及び第 113 条の規定による指定の辞退並びに法第 105

条において準用する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 9 条第 1 項の規定による廃止の届出は、指定辞退（廃止）届出書（別記第 5 号様式）によるものとする。

（介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請）

第 6 条 法第 94 条第 2 項に規定する許可の申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別記第 6 号様式）によるものとする。

（介護老人保健施設の管理者の承認申請）

第 7 条 法第 95 条の規定による承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書（別記第 7 号様式）によるものとする。

（介護老人保健施設の広告の許可申請）

第 8 条 法第 98 条第 1 項第 4 号の事項に係る許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書（別記第 8 号様式）によるものとする。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更申請）

第 9 条 法第 108 条第 1 項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設変更申請書（別記第 9 号様式）によるものとする。

（業務管理体制及び区分の変更の届出）

第 10 条 法第 115 条の 32 第 2 項及び第 4 項の規定による届出は、業務管理体制の整備（区分の変更）届出書（別記第 10 号様式）によるものとする。

（業務管理体制等の変更の届出）

第 11 条 法第 115 条の 32 第 3 項の規定による届出は、業務管理体制変更届出書（別記第 11 号様式）によるものとする。

（市町村等への情報提供）

第 12 条 知事は、第 2 条から第 9 条までに規定する申請、申出又は届出に係る指定若しくは許可又は受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

（1）事業所又は施設の名称及び所在地

（2）事業所の電話番号及びファクシミリの番号

（3）当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名）

（4）指定又は許可の年月日

（5）指定の更新又は許可の更新の年月日

（6）事業開始年月日

（7）運営規程

（8）介護保険事業所番号

2 前項の規定は、法第 71 条本文、第 72 条本文及び第 115 条の 11 の規定による指定又は承認に係る情報について準用する。

3 知事は、前 2 条に規定する業務管理体制の届出等に関し、国及び他の地方公共団体に対し、情報を提供することができる。

（公示）

第 13 条 法第 78 条、第 85 条、第 93 条、第 115 条及び第 115 条の 10 の規

定による公示は、事業所又は施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所又は介護保険施設の名称及び所在地
- (3) 当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称
- (4) 当該事業所の廃止又は当該施設の指定辞退の届出者の名称
- (5) 指定、指定の更新、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (6) 指定の全部又は一部の効力の停止の年月日及び内容
- (7) サービスの種類

2 知事は、法第94条第1項の許可、法第104条第1項の許可の取消し又は法第105条において準用する医療法第9条第1項の届出を受理したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定による公示について準用する。この場合において、第1項第5号中「指定、指定の辞退又は指定の取消し」とあるのは「許可又は許可の取消し」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第14条 この要綱に規定するもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等並びに介護サービス事業者業務管理体制の整備に関する事項の届出に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定、第10条第1項の規定（第2条第1項に規定する申請に係る部分に限る。）、第10条第2項の規定及び次項の規定は、平成11年7月1日から施行する。

2 第3条の規定は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第4条ただし書及び第5条ただし書の規定による申出について準用する。

附 則（平成11年告示第605号）

1 この告示は、平成11年10月8日から施行する。

2 この告示による改正前の指定居宅サービス事業者等の指定に関する要綱別記第1号様式の規定による用紙は、この告示による改正後の指定居宅サービス事業者等の指定に関する要綱別記第1号様式の規定による用紙とみなし、所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成12年告示第722号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年告示第387号）

1 この要綱は、平成13年7月11日から施行する。

2 この告示による改正前の指定居宅サービス事業者等の指定に関する要綱別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第9号様式の規定による用紙は、この告示による改正後の指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第9号様式の規定による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成14年告示第147号）

この告示は、平成 14 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 16 年告示第 332 号）

この告示は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年告示第 293 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 28 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年告示第 381 号）抄

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 526 号）

1 この告示は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（平成 21 年告示第 235 号）

この告示は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 392 号）

この告示は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。